

令和2年

松前町議会

第6回臨時会会議録

令和2年11月30日 開会

令和2年11月30日 閉会

松前町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

# 目 次

○提出案件及び議決結果一覧表 .....	1 頁
----------------------	-----

令和 2 年 1 1 月 3 0 日(月曜日) 第 1 号

○議事日程 .....	2 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出席議員 .....	2 頁
○欠席議員 .....	2 頁
○出席説明員 .....	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員 .....	2 頁
○議長あいさつ .....	3 頁
○開会宣告・開議宣告 .....	3 頁
○諸般の報告・議事日程 .....	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告 .....	3 頁
○日程第 3 会期の決定 .....	3 頁
○日程第 4 議案第 6 8 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 について（提案説明・質疑・討論・採決） .....	4 頁
○閉会宣告 .....	5 頁

## 提出案件及び議決結果一覧表

### 1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
68	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	2.11.30	原案可決

令和2年11月30日（月曜日）第1号

令和2年  
松前町議会第6回臨時会  
令和2年11月30日（月曜日）第1号

---

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 議案第68号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 議会運営委員会報告
  - 日程第3 会期の決定
  - 日程第4 議案第68号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 

◎出席議員（12名）

- |    |     |       |     |     |        |
|----|-----|-------|-----|-----|--------|
| 議長 | 12番 | 伊藤幸司君 | 副議長 | 11番 | 堺繁光君   |
|    | 1番  | 疋田清美君 |     | 2番  | 飯田幸仁君  |
|    | 3番  | 沼山雄平君 |     | 4番  | 宮本理恵子君 |
|    | 5番  | 福原英夫君 |     | 6番  | 近江武君   |
|    | 7番  | 工藤松子君 |     | 8番  | 西川敏郎君  |
|    | 9番  | 梶谷康介君 |     | 10番 | 斉藤勝君   |
- 

◎欠席議員（0名）

---

◎出席説明員

- |        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長     | 石山英雄君 | 副町長    | 若佐智弘君 |
| 総務課長   | 尾坂一範君 | 政策財政課長 | 佐藤隆信君 |
| 病院事務局長 | 白川義則君 | 教育長    | 宮島武司君 |
| 監査委員   | 藤崎秀人君 | 監査室長   | 鍋島孝明君 |
- 

◎職務のため議場に出席した事務局職員

- |         |       |         |      |
|---------|-------|---------|------|
| 議会事務局長  | 鍋島孝明君 | 議会事務局次長 | 佐藤巧君 |
| 議会事務局書記 | 三上大輔君 |         |      |

---

◎議長あいさつ

---

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和2年松前町議会第6回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

---

◎開会宣告・開議宣告

---

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和2年松前町議会第6回臨時会を開会致します。

直ちに会議を開きます。

---

◎諸般の報告・議事日程

---

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番沼山雄平君、4番宮本理恵子君、以上2名を指名致します。

---

◎議会運営委員会報告

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、沼山雄平君。

○議会運営委員会委員長(沼山雄平君) 先程開催された議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程については、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

---

◎会期の決定

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

---

◎議案第68号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

---

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、議案第68号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(尾坂一範君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第68号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について、その内容をご説明申し上げます。

説明資料として添付しております概要の1ページをお開き願います。1、改正の趣旨であります。国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行による国家公務員の給与を踏まえ、職員及び特別職等の期末手当支給率の改定に係る規定を整理するため、関連する条例を改正しようとするものであります。

2、改正の内容であります。(1)は職員の給与に関する条例の一部改正であります。アとしまして、再任用職員以外の職員は期末手当を0.05ヶ月分引き下げ、期末勤勉手当合計で、年間4.45ヶ月分に改めようとするもので、令和2年度及び令和3年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。イとしまして、再任用職員は、制度改正はなく、現行どおり期末勤勉手当合計で、年間2.35ヶ月分であります。

次に、(2)一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。期末手当を0.05ヶ月分引き下げ、年間3.35ヶ月分に改めようとするもので、令和2年度及び令和3年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

2ページをお開き願います。次に、(3)町長等の諸手当額並びにその支給条例から(5)議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例までの一部改正であります。それぞれ期末手当を0.05ヶ月分引き下げ、年間4.45ヶ月分に改めようとするもので、令和2年度及び令和3年度以降の内訳は、それぞれ記載のとおりであります。

次に、3、その他であります。新旧対照表は別紙として、3ページから13ページまでに添付しておりますので、ご参照願います。

13ページをお開き願います。次に、附則であります。この条例は、公布の日から施行致そうとするものであります。ただし書きとしまして、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、令和3年4月1日から施行致そうとするものであります。

今回の条例改正による期末手当の制度改正による影響額は、特別職等を含め、一般会計で227万3千円の減額見込みで、12月14日招集予定の第4回定例会において補正予算を提出する予定であります。

以上が、議案第68号の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。



議案第68号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会宣告

---

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和2年松前町議会第6回臨時会を閉会致します。

どうもご苦勞様でした。

(閉会 午前10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 沼 山 雄 平

署名議員 宮 本 理恵子